

棚田地域振興活動加算の活用に向けた取組状況

1 棚田地域振興活動加算の概要

- 棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域において、指定棚田地域振興活動計画に基づいた棚田地域の振興を図る取組を行う場合に交付額を加算するもの。
 - ・対象農地：指定棚田地域振興活動計画に位置づけられた棚田等で、田であれば 1/20 以上、畑であれば 15 度以上の農地
 - ・加算単価：10,000 円/10a（田、畑）

2 棚田地域振興活動加算活用までの流れ（手続き等）

- ①指定棚田地域の認定申請（市町村→県→国）
↓
- ②指定棚田地域の認定（国→県・市町村）
↓
- ③指定棚田地域振興活動計画の認定申請（市町村→県→国）
↓
- ④指定棚田地域振興活動計画の認定（国→県・市町村）
↓
- ⑤棚田地域の振興を図る取組を記載した集落協定の締結（集落・市町村）

3 岩手県内の取組状況

(1) 指定棚田地域の認定状況

本県では、東北で最多の計 7 地域が指定棚田地域の認定を受けている（R3. 4. 15 現在）

本県の指定棚田地域

市町村	指定棚田地域	認定公示日
紫波町（6）	水分村、志和村、彦部村、佐比内村、赤沢村、長岡村	R2. 12. 16
遠野市（1）	宮守村	R3. 4. 15

(2) 指定棚田地域振興活動計画の認定状況

遠野市では、令和 3 年度からの棚田地域振興活動加算の活用を目指し、令和 3 年 4 月に指定棚田地域振興活動計画の認定を申請済み。

紫波町では、令和 4 年度からの棚田地域振興活動加算の活用を目指している集落が 1 集落あることから、6 月中に指定棚田地域振興活動計画の認定を申請する予定。